

釧路工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

(平成16年3月30日釧高専達第15号)

改正 平成22年3月26日釧高専達第37号 令和4年1月26日釧高専達第9号  
令和5年3月28日釧高専達第20号

(目的)

第1条 この規則は、釧路工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第57条第3項及び第59条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 授業の1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

- 2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45単位時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。
  - 一 講義については、15単位時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 演習については、30単位時間の授業をもって1単位とする。
  - 三 実験及び実習については、45単位時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目のうち、科目の履修に当たっては、年度当初に履修届（別紙様式1）を所定の期日までに提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及びその他の試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の学業成績により評価することができる授業科目については、定期試験の一部又は全部を実施しないことがある。
- 3 追試験は、病気、忌引、その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者で、追試験願（別紙様式2）を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。
- 4 その他の試験は、科目担当教員が必要と認めたときに実施することがある。

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目ごとに前条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して100点法で評価し、次の区分により評語で評定する。

評定	評語	秀	優	良	可	不可
	評価	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0

- 2 特別研究は、前項の評語により評定する。

(単位の認定)

第6条 前条の規定に基づき、評語が秀、優、良及び可に評価された授業科目については、当該授業科目の単位を修得したものとして、単位を認定する。

(再履修)

第7条 単位を認定されなかった授業科目は、次年度において再履修することができる。

(修了に必要な単位)

第8条 専攻科の修了にあたっては、学則第57条第1項に定めるもののほか、次の区分により単位を修得しなければならない。

	一 般 科 目		専 門 科 目			合 計
	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目		
				共通科目	展開科目	
建設・生産システム 工学専攻	4 単位	4 単位 以上	2 5 単位	1 4 単位 以上	1 5 単位 以上	6 2 単位 以上
電子情報システム 工学専攻	4 単位	4 単位 以上	2 5 単位	1 4 単位 以上	1 5 単位 以上	6 2 単位 以上

第 8 条の 2 本校の他専攻で開設されている選択科目の履修を希望する者は、あらかじめ指導教員の許可を得た上で、他専攻授業科目履修届（別紙様式 3）を所定の期日までに提出しなければならない。これにより修得した単位は、8 単位を限度として自専攻における単位として認定することができる。

（他の大学等で履修した単位認定）

第 9 条 大学及び他の教育施設（以下「大学等」という。）で開設される授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を得た上で、大学等履修届（別紙様式 4）を提出しなければならない。

2 前項の規定により修得した単位は、1 6 単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。ただし、これにより認定できる一般科目の単位は 2 単位、専門科目の単位は 1 4 単位をそれぞれ限度とする。

（修了の認定）

第 1 0 条 修了の認定は、原則として教員会議の議を経て、校長が行う。

（雑則）

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 6 日釧高専達第 3 7 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 2 年度入学生から適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 2 6 日釧高専達第 9 号）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年度以前に専攻科に入学した者の専攻科の修了にあたっては、第 8 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

附 則（令和 5 年 3 月 2 8 日釧高専達第 2 0 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則別表

(令和3年度入学生)

	一 般 科 目		専 門 科 目			合 計
	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目		
				共通科目	展開科目	
建設・生産システム 工学専攻	4 単位	4 単位 以上	2 6 単位	1 4 単位 以上	1 4 単位 以上	6 2 単位 以上
電子情報システム 工学専攻	4 単位	4 単位 以上	2 6 単位	1 4 単位 以上	1 4 単位 以上	6 2 単位 以上

(令和2年度以前の入学生)

	一 般 科 目		専 門 科 目			合 計
	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目		
				共通科目	展開科目	
建設・生産システム 工学専攻	6 単位	2 単位 以上	2 6 単位	1 4 単位 以上	1 4 単位 以上	6 2 単位 以上
電子情報システム 工学専攻	6 単位	2 単位 以上	2 6 単位	1 4 単位 以上	1 4 単位 以上	6 2 単位 以上